



様式第2号（第5条関係）

牟岐町一般廃棄物再生利用業指定証

牟住第265号
令和元年10月24日

住 所 徳島県阿南市桑野町尾花117番地
（所在地）
氏 名 有限会社 青藍
（名称及び 代表取締役 青木 裕之 殿
代表者の氏名）

牟岐町長 枡 富 治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和元年10月24日	
指 定 番 号	第31号	
事 業 の 範 囲	事業の種別	再 生 輸 送
	取り扱う一般 廃棄物の種類	剪定枝、伐採木、根株、流木類及び災害により発生又は 自己解体した木くず類
再 生 輸 送 の 目 的	破碎後、再生合板の原料、ボイラー施設の助燃料（チップ）として売却する	
指 定 期 間	令和元年12月9日から令和3年12月8日まで	
指 定 条 件	別紙のとおり	



別紙

指 定 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合すること。また、牟岐町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱を厳守すること。
2. 指定証は、呈示できるように携帯すること。
3. 環境衛生に配慮し、周辺住民に迷惑等をかけないこと。
4. 暴力行為等により社会的信用を失墜し、または経済的信頼を欠くに至ることが予測される場合は、指定を取り消す。
5. 指定車両は次のとおりとする。

指定車両自動車登録番号

徳島130か1155
徳島100さ9864
徳島400あ 868
徳島100あ1623
徳島 11い3161
徳島 11き3600
徳島100す 120
徳島130き1717
徳島130あ1713
徳島100か 643
徳島100あ3464
徳島100あ2403
徳島800さ7673
徳島130い1725
徳島100わ 364
徳島100す2747
徳島 44わ 733
徳島100あ2853
徳島400わ 233
徳島400わ 527
徳島100か2937
徳島100か2960
徳島100か2980
徳島100あ3109
徳島130あ1711
徳島100か1472
徳島 11け 937
徳島130い1712
徳島100あ3453
徳島400あ 913
徳島800さ9646

6. 木くず破碎施設は、県に届けること。